



令和2年10月29日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担 当	担当者	電話番号
農産園芸課	課 長	井戸 誠二	内線 2880 直通 058-272-8428 FAX 058-278-2692

新たな県GAP制度をスタートします

県では、農業者の持続可能な経営を支援するため、GAP実践を推進しています。このたび、新たな県GAP制度「ぎふ清流GAP評価制度」をスタートし、GAPに取り組む農業者の支援強化を図るとともに、安全・安心な農産物の県民への提供体制を一層整えてまいります。

記

1 「ぎふ清流GAP評価制度」概要（主な特徴）

（1）生産者が取り組みやすい制度

評価項目ごとに、取組状況の評価基準を設け点数化することで、自身の現状レベルを分かりやすく把握可能。

（2）上級グレードを目指せる制度

評価項目が国際水準GAPに準拠しており、上級グレードを目指せる制度。

（3）生産者の経済負担を抑えた制度

評価登録料は、農場評価1件につき3,300円。評価は3年間有効。

（4）ロゴマークによるPR

評価を受け、さらにその評価が一定水準を満たす生産者にはロゴマークを付与し、消費者へのPRが可能。

2 ロゴマーク

- ・ 岐阜の「G」とGAPの「G」を重ねたデザイン
- ・ 野菜の葉、木、水滴を感じる「G」の形は自然を象徴
- ・ 「G」を重ねて、田畑、森、岐阜の豊かな自然をイメージ



ロゴマーク

3 申請受付開始

令和2年11月26日（木）

- ※ 来年4月を目途に認証開始
- ※ 申請方法等は制度説明会にて説明

4 制度説明会

農業者を対象とした制度説明会を以下のとおり開催します。

日 時	場 所	定 員
令和2年11月10日(火) 13:30~15:00	恵那総合庁舎 大会議室	60名
令和2年11月12日(木) 13:30~15:00	飛騨総合庁舎 大会議室	80名
令和2年11月13日(金) 10:30~12:00	岐阜県立図書館 多目的ホール	145名
〃 13:30~15:00	〃	145名

※ 農業者には既に通知済みです。

【申込期限】 令和2年11月2日(月)まで

【申 込 先】 各農林事務所農業振興課に所定の申込書を提出

※ 新型コロナウイルス感染防止対策として、定員を設定します。定員を上回る希望者がある場合には、参加人数、会場の調整をさせていただきます。

5 「ぎふ清流GAP推進センター」の設置

GAP推進拠点として、(一社)岐阜県農畜産公社に「ぎふ清流GAP推進センター」を設置します。

【開 所 日】 令和2年11月26日(木) ※開所式は、別途お知らせします。

【場 所】 岐阜県福祉・農業会館

【主な業務】

- ・ 新制度の農場評価
- ・ GAP指導員の育成
- ・ GAPに係るワンストップ窓口業務

<参考>

○ GAP

Good (良い) Agricultural (農業の) Practice (実施) の略で、「農業生産工程管理」と訳される。食品安全、環境保全、労働安全などの観点から農業生産の工程に潜むリスクを管理して、持続的に農業を行うための取組み。

○ 国際水準GAP

民間団体が認証するJGAP、ASIA GAP、GLOBAL G. A. P. は、国際水準GAPと呼ばれ、各生産者は農産物の販売先に応じて必要なGAPを取得している。